

No.	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況	反映内容		
				反映箇所	反映前	反映後
1	例えば資料2の3ページの赤字になっているところ、「東日本大震災からの復興と防災における男女共同参画の推進」というところで、「災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため」という記載があり、分かるような気がするが、考えてみるとよく分からない記載だ、という気がする。 それから次に「女性の活躍促進」が来ているが、ここにも「東日本大震災津波からの復興においては、(中略)特に女性の活躍が求められています。」という記載があって、読んでいてよく分からなくなってくる気がする。 「オール岩手」という言葉は、メッセージ性は非常に強いと思うが、私は、考えてみるとよく分からないので、こういうことに詳しい人も詳しくない人も目にすることを予定しているとするれば、もう少し平易な表現をしないと伝わらないのではないか。	「いわて男女共同参画プラン」は、国の男女共同参画基本計画を勘案するとともに、県の他の基本計画等との整合性を保つように記載しているので、平易な表現での記述が困難な場合もありますが、脚注で具体的な事例を挙げたり、説明を加えるなど、分かりやすい記載に努めます。	B(一部反映)	資料5-2をご参照ください。	—	—
2	「II 女性の活躍促進」について、項目の1と2を入れ替え、 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 女性の職業生活における活躍の推進 3 ワーク・ライフ・バランスの推進 4 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進 とした方が、「女性の活躍促進」の説明をするうえで、焦点を徐々に絞っていくというような方向でまとめられ、分かりやすいのではないか。	ご指摘の通り修正します。	A(全部反映)	II 女性の活躍支援	1 女性の職業生活における活躍の推進 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 女性の職業生活における活躍の推進
3	育児休業制度や介護休業制度そのものについて、県民の認識はかなり進んでいると考えている。むしろ、育児・介護休業法については、育児・介護休業制度だけではなく、例えば、短時間勤務制度や子の看護休暇制度、短期の介護休暇制度等が事業主の義務となっており、周知に力点を置くのであれば、育児介護休業制度だけでなく、具体的に「短時間勤務」といった例を挙げるのか、または「その他の両立支援制度」といったような形で追加をするか、いずれにしても「育児介護休業」に限定した形での表現は適切ではないと思う。 もし、「育児介護休業制度」に限定したいのであれば、「育児介護休業制度が取りやすいような環境整備」ということで、「啓発」を入れていただきたい。	ご指摘の通り修正します。	A(全部反映)	II 女性の活躍支援 3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための環境づくり (1) 仕事と子育て・介護の両立を図る労働環境の整備	国と連携しながら、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、 育児・介護休業規定が整備されていない企業等に対し、規定の整備を働きかけます。	国と連携しながら、育児・介護休業制度、 短時間勤務制度、その他の両立支援制度 の周知を図るとともに、 労働者がこれらの制度を活用しやすい環境 の整備を働きかけます。
4	パートタイム労働者や派遣労働者については、就労実態としては圧倒的に女性が多く就労しているが、現実的にはこういった就労形態に男性も就いている。国では、こういったパートや派遣労働者の方の雇用管理の改善に関しては、女性に限定することなく、男女労働者を対象として施策を進めており、また、男女共同参画の観点からも、この部分で「女性」という形でまとめられているのは適切ではないと考えるので、「労働者」に訂正していただきたい。	ご指摘の通り修正します。	A(全部反映)	II 女性の活躍支援 4 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備 (4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備	パートタイム労働等の多様な形態で働く 女性の 雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の周知を図ります。	パートタイム労働等の多様な形態で働く 労働者の 雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の周知を図ります。
5	「II 女性の活躍支援」のところ、「2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」について、「I 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進」でも明確になったように、方針決定過程への女性の参画の状況の問題は、むしろ以前よりも明確に浮かび上がっていると思うので、そのところが埋もれてしまうのではなく、これが重要なのだというように、一番に位置づけていただくことが良いのではないかと思う。	ご指摘の通り修正します。(2に同じ)	A(全部反映)	II 女性の活躍支援	1 女性の職業生活における活躍の推進 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 女性の職業生活における活躍の推進
6	「政策・方針決定過程」では、まず審議会の話があり、それに続けて、女性の職業生活という話が出ている。ここで書かれているのは、「参画意欲の向上」だが、数は増えたけれども、どのようにリーダーシップを発揮していくのかという、リーダーシップ発揮のための能力の掘り起こしや開発と、人材育成が問題である。意欲だけでは実際にはなかなか発揮できない。	女性の人材の発掘、育成についての記述を追加します。	A(全部反映)	II 女性の活躍支援 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(記述なし)	以下の記述を追加。 「地域づくりや政策決定などあらゆる場面に女性が参画し、地域のリーダーとして活躍することができるよう、人材の発掘、育成を進めます。」

No.	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況	反映内容		
				反映箇所	反映前	反映後
7	職業生活において、女性をそういった立場に登用するのだ、あるいは育てていくのだ、という意識の向上が、やはり岩手県内の企業なり、管理側の立場にいらつしやる方々にもう少し求められるのではないかと。こここのところは、もう少し踏み込んで書いていただけると、実質化するとか、有効になるのではないかと。県の方でも、岩手大学で管理職セミナー等やるときにご参加いただいているが、やはり実際にやっている中で、上が変われば、職場風土や環境が変わってくる。平金さんのように率先してやっていただけたところが増えるような取り組みまで、割と目立つところに、1つずつの個別のところではなく、特出しで出していただけるような仕組みになれば、ずいぶん変わるのではないかと。	企業の経営者や男性従業員に対する意識啓発についての記述を追加します。	A(全部反映)	II 女性の活躍支援 2 女性の職業生活における活躍の推進 (5) 女性の活躍に取り組む企業に対する支援	女性の活躍促進に対する理解と協力を得るため、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、企業の経営者や男性従業員に対する情報提供を行います。	女性の活躍推進に対する理解と協力を得るため、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、 事業所におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性登用を推進するための経営者研修を開催するほか、男性の理解・協力を促進するための講座の開催などに取り組み、企業の経営者や男性従業員に対する意識啓発を進めます。
8	もう少し平易な言葉を使って、浸透できるものになればいい。私自身、これをかみ砕くのに非常に苦勞するし、全部が全部、把握できない、というのが現状なので、これを市町村に下ろした時には、自分の言葉では説明不可能だと考えてしまうのが現状。それをもう少し、下ろせるように、みんなで考えられる素案であればいいのではないかと。なるべく、簡潔な言葉で抑えていただきたい。	「いわて男女共同参画プラン」は、国の男女共同参画基本計画を勘案するとともに、県の他の基本計画等との整合性を保つように記載しているため、平易な表現での記述が難しい場合がありますが、脚注で具体的な事例を挙げたり、説明を加えるなど、分かりやすい記載に努めます。 なお、計画策定後、県民の皆さんに関連の深い部分を中心に平易な表現で記述した「普及版」を作成し、計画の周知に努めます。	B(一部反映)	資料5-2をご参照ください。 「普及版」は計画策定後に作成します。	—	—
9	赤線を追加した部分については良いと思うが、直した部分が前よりも具体性がちょっと乏しいような、あいまいな表現に変わっているような感じがする。もう少しどこを中心にプランを実行するのか、具体的な文章というか、どのへんが中心でこれを行うのかということがもっと明記されていけば良いのではないかと。 前の黒字の方が具体的な名前が出ていたのに、まったくここではあいまいな表現に変わっている所が何箇所かあったので、その中心部署を具体的に示すと、県民が見たときに、それについては何処に聞けばいいのかわかり、相談の窓口、質問窓口もはっきりして良いと思う。	「いわて男女共同参画プラン」は、国の男女共同参画基本計画を勘案するとともに、県の他の基本計画等との整合性を保つように記載しているため、表現の修正は困難な場合がありますが、主要指標・参考指標の欄に所管室課名を記載することにより、主な担当部署が分かるよう工夫します。	B(一部反映)	主要指標一覧 参考指標一覧	—	—
10	膨大な資料なので、総括するような、まとめた部分があっても良い。	改訂後のいわて男女共同参画プランをA3版1枚にまとめた概要版を作成します。	A(全部反映)	資料5-1をご参照ください。	—	—
11	Q&Aで、住民の視点から「こういう場合はどのように計画に盛り込まれているの」と、やさしく書いてあると良いのではないかと。	「いわて男女共同参画プラン」は、国の男女共同参画基本計画を勘案するとともに、県の他の基本計画等との整合性を保つように記載しているため、平易な表現での記述が難しい場合がありますが、脚注で具体的な事例を挙げたり、説明を加えるなど、分かりやすい記載に努めます。 なお、計画策定後、県民の皆さんに関連の深い部分を中心に平易な表現で記述した「普及版」を作成し、計画の周知に努めます。 (8に同じ)	B(一部反映)	資料5-2をご参照ください。 「普及版」は計画策定後に作成します。	—	—
12	総花的な計画になるので、県としての主たる問題点がどこだということでは決めづらいたらうが、決めながら、ポイントを当てて行くのも1つの方法ではないかと。 母子家庭のというのは個人的にも、社会的にも問題になっていて、その6割の方が貧困で非正規雇用がほとんどで、子供達は大学へ行けない、負の連鎖というか、若いうちに結婚してまた失敗してという傾向に有りがちということをとらえると、とても大きな問題点だと思うので、そういうところに焦点を当てるとか、地域性とか個性を醸し出しながら、世の中に訴えていけば、より岩手県のプランが人の心に琴線に触れるのではないかと。	現在策定中の子どもの貧困対策計画におけるひとり親家庭支援の内容については、既存の岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の内容を踏まえつつ策定を進めているところです。 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画においては、①相談機能の充実、②就業支援対策の充実、③子育て支援・生活環境の整備、④養育費確保の促進、⑤経済的支援の充実、⑥被災遺児の家庭支援の充実の6つを施策の推進方向の柱としていますが、これらについては、既にいわて男女共同参画プラン(たたき台)に盛り込んでいます。 なお、計画策定後、県民の皆さんに関連の深い部分を中心に平易な表現で記述した「普及版」を作成し、計画の周知に努めます。	C(趣旨同一)	—	—	—
13	女性の職業能力開発の促進というところに該当すると思うが、今年の4月に子ども子育て支援新制度が出来て、その中で子育て支援員という枠組みができた。 支援員は何をするのかという、ファミリーサポートセンターといった就労する場所に就職できるという制度で、岩手県ではいつ始まるのかといったこともあり、子育てされている方の女性の強みとして次の就職につながるという、子どもがいるということで就職ができないということではなく、それを強みにしていける仕事も最近では出てきたので、県の方でも進めていければ良いと思う。	県内の各市町村では、「子育て支援員」と同様に、地域の子育て支援の現場で保育の担い手となる「家庭的保育者」を活用することとして、H26年度から養成を始めています。 「子育て支援員」については、今後、各市町村のニーズを踏まえながら、検討していくこととなります。	D(参考)	—	—	—

No.	意見	検討結果(県の考え方)	反映状況	反映内容		
				反映箇所	反映前	反映後
14	仕事と家庭の両立というのが、女性が仕事に復帰する上で大きい問題となっているので、これから仕事をしたいと思う人は、両立を図るための環境整備はどのようになるのかが見たいところだと思ふ。男性が家事に協力するとか、いろいろ男女で協力していくのですが、子どもが学校に上がらないうちは、なかなか仕事に行きたくとも行けないということが出てくるので、仕事と子育ての両立を図る労働環境の整備というところは、県民の方が女性は見たいところだと思ふ。 先ほどの子ども子育て支援制度の中の具体的なもの、24ページの中にも盛り込まれているが、それらを広げる担い手は、子ども園や小規模保育事業などもあり、今はまだきちんとした整備は終わっていないが、このように環境を整備していこうと思っている、ということ、重点的に語れば、見るほうとしては、このような事が環境整備されるのであれば、両立ができてくるかもと思えるのではないかなと思ふ。	子育て支援サービスの充実が、待機児童の解消など仕事と子育ての両立を図るための取組として行われることを分かりやすく示すため、右のとおり修正します。	B(一部反映)	II 女性の活躍支援 3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための環境づくり (2) 多様な子育て支援サービスの充実	認定子ども園等の施設整備を計画的に進めていくとともに、子ども・子育て支援新制度に係る情報提供などにより、既存施設の認定子ども園への円滑な移行を支援します。また、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を推進します。	保育の実施主体である市町村が待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービスの充実等に向けて策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う認定子ども園等の施設整備を計画的に進めていくとともに、子ども・子育て支援新制度に係る情報提供などにより、既存施設の認定子ども園への円滑な移行を支援します。また、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を推進します。
15	国の施策が先行して、女性の労働力の必要性が社会的な要請になってきていて、その事だけが先行するような考え方ではなくて、女性が働こうとすればするほど苦しい思いをしたり、不利益が伴うということは無い様に、環境を含めて変えていかないといけない。裏返すと働くという選択することによって、希望が持てるようなビジョンが見えるようにしたほうが良いと思ふ。 政策過程ですので、抜本的に改善するというのは難しいものがあると思ふので、社会状況等を踏まえながら、改善して行く必要があると思ふ。	II 女性の活躍支援 4 男女均等な雇用の機会・待遇の確保など雇用環境の整備の目指す姿として 「雇用の場において、男女均等な機会・待遇が確保されるなど雇用環境が整備され、男女が対等なパートナーシップを発揮し、いきいきと働いています。」 を掲げています。 このような目指す姿が、県民の皆様に、実現可能な姿として実感していただけるよう、プランに基づき女性の活躍を支援する取組を進めていきます。	C(趣旨同一)	—	—	—
16	男女共同参画、平等というものがなになのかという、定義というか位置づけ、働くということ、社会生活を送るということにおいて、しっかりと明確に示した上で、そのことがどのような形で不平等とか、差別みたいなものがこの地域に残っているのかということをしかり出して、不平等はこういう形で起こっていて、それが地域社会に大きな不利益になっているということを、明確に示していけるように、展開していけば良いと思ふ。	「はじめに」の部分に男女共同参画社会の定義を掲載し、男女共同参画社会の実現が私たちの生活にどのような利益をもたらすかについて記述しています。また、「第2章 各論」に県の審議会における女性の登用状況、所定内給与額の男女間格差、女性パートタイム労働者数等、各種調査の結果を盛り込み、不平等や不均衡がどのような形で表れているかを紹介しています。 このような、目指す姿と現状を、今後も県民の皆様に丁寧に説明し、理解を得たいと考えております。	C(趣旨同一)	—	—	—
17	男女よりも世代間格差の方が大きいのではないかと、よく聞かれるが、ここには書かれていない。地域では世代間格差があって、若い人が入れないということがよく挙げられるので、そのあたりをどうにかしていただきたい。	III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し 「国、市町村、県民、NPO等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向けて、男女共同参画の必要性について広報・啓発活動を実施します。」 に基づき、引き続き、幅広い世代への意識啓発を進めます。	C(趣旨同一)	—	—	—
18	これが、女性に向けられたのであれば、子育てとかそういう人たちのためだけのプランになってしまっている、専業主婦とか独身の女性にも向けて、もう少しきめ細やかなプランの方が良いのではないかなと思ふ。	「いわて男女共同参画プラン」では、仕事と子育ての両立やひとり親家庭など、自らの希望を実現して個性と能力を発揮するに当たり行政の支援が必要と考えられる方々に関する記述が多くなっていますが、専業主婦や独身女性を含むすべての県民の皆さんが、男女共同参画の実現を自らのこととして考え、家庭・地域・社会等において取り組む際の基本指針としての性格を持っていますので、その点を含め、広く県民の皆さんに御理解いただけるよう、計画の周知を図っていきたくと考えております。	C(趣旨同一)	—	—	—
19	東日本大震災津波からの復興に当たって、女性に対する暴力が顕著に現れたと言われている。審議の状態、今日の話の中でDV等に関わる話がなかったもので、そちらも是非落としてはいけない問題だと思つたので、これからの審議の中で宜しく願いたい。	DV等については「IV 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援」に主な取組を記載していますが、個別計画として「いわて配偶者暴力防止対策推進計画(DV防止計画)」を策定し、取組を進めています。現在のDV防止計画の期間が平成27年度までとなっていることから、現在、次期計画の策定作業を進めており、岩手県DV防止対策連絡協議会において御協議いただくほか、本審議会の御意見もお聞きしながら、今年度中に策定したいと考えております。	C(趣旨同一)	—	—	—

区分	内容	件数
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、案を修正したもの	7
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、案を修正したもの	5
C(趣旨同一)	意見と案の趣旨が同一であると考えられるもの	6
D(参考)	案を修正しないが、事業等の実施段階で参考とするもの	1
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	
F(その他)	その他のもの(内容に関する質問等)	